

【公 示 事 項】

- 1 案件番号 (191)
- 2 案件名 行政処分要綱の制定について
- 3 定められた要綱の題名
横浜市健康増進法第31条第1項関係行政処分等事務取扱要綱の制定（平成28年11月1日
健保事第1999号）
- 4 根拠法令 健康増進法第31条第1項
- 5 概要 健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第31条第1項違反事件に係る事務の内、同法第32条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令その他の措置について必要な事項を定めるため。
- 6 公布 平成28年11月1日
- 7 公示 平成28年11月4日
- 8 横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合にはその旨及びその理由
本市の当該事務に係る行政処分等の基準は、国がパブリックコメントを実施し策定したガイドライン（「食品として販売に供する物に関して行う健康増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）」（消費者庁））と同一となることから、要綱等の策定にあたり、本市では、独自に意見公募を実施しませんでした。
- 9 資料の入手方法
健康福祉局保健事業課にて閲覧・配布
- 10 所管局課名等（問合せ先）
健康福祉局保健事業課
電話：045-671-4089 FAX：045-663-4469

横浜市健康増進法第31条第1項関係行政処分等事務取扱要綱

制定 平成28年11月1日健保事第1999号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第31条第1項違反事件に係る事務の内、同法第32条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令その他の措置について必要な事項を定めるものとする。ただし、他の特別な定めがある場合はこの限りでない。

（基本原則）

第2条 この事務を取り扱う者は、迅速かつ厳正な処理に努めること。

2 この事務を取り扱う者は、事業者の主張を十分に聴き、事業者の利益を不当に害することのないよう、適正手続に努めること。

3 この事務を取り扱う者は、事件に関して知り得た情報を厳格に管理し、秘密保持の徹底に努めること。

（事務取扱）

第3条 この事務取扱は次の者が行うものとする。

- (1) 市長が必要と認める場合を除き、第4条から第9条は、保健所長が行う。
- (2) 第10条及び第11条は、市長が行う。
- (3) 第12条は、第4条の者に準じる。

（勧告）

第4条 法第32条第1項の規定に基づく勧告は、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあると認める場合に、勧告書（第1号様式）により行う。勧告を行う場合は、勧告書の受領書（第2号様式）の提出を求める。

（命令）

第5条 前条に基づく勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合は、法第32条第2項の規定により、その勧告に係る措置をとるべきことを命令書（第3号様式）により命ずることとする。命令を行う場合は、命令書の受領書（第2号様式）の提出を求める。

（弁明の機会の付与）

第6条 第4条及び第5条に規定する勧告又は命令を行おうとする場合には、弁明の機会を付与するものとする。弁明の機会の付与の通知は、弁明の機会の付与の通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(指導)

第7条 次の各号に掲げる場合には、指導を行うものとする。

(1) 法第31条第1項に違反する事実が認められたが、同法第32条第1項に規定する事実が認められない場合

(2) 法第31条第1項に違反する事実は認められないが、違反のおそれがある事実が認められた場合

2 指導を行う場合には、指導の相手方に対し、事実、法令の適用、とるべき措置及び指導責任者が市長又は保健所長である旨を口頭で伝えて指導するものとする。指導の相手方から、書面の交付を求められた場合等には、指導票(第5号様式)を交付する。

3 指導後、必要に応じ、指導に基づき相手方がとった措置を記載した改善報告書の提出を求めることができる。

(報告の徴収)

第8条 勧告に係る措置については、措置した日から1か月経過した日を期限として、措置を勧告した又は命じた責任者宛てに措置完了報告書(第6号様式)を提出させるものとする。

2 命令に係る措置については、前項の手続きを準用する。

(立入検査・収去等)

第9条 法第32条第3項において準用する同法第27条第1項の規定により、収去する場合は、収去証(第7号様式)を交付する。収去後の検査等は、健康増進法等施行細則(昭和53年規則第84号)第13条に基づき実施するものとする。

(公表)

第10条 次の各号に掲げる場合には、公表を行うものとする。

(1) 勧告を行った場合

(2) 命令を行った場合

2 公表の内容については、事業者の氏名又は名称、所在地、違反事実及び勧告又は命令の内容等を公表の目的、市民に与える影響及び社会情勢等を考慮し、決定する。

(通知)

第11条 法第32条第1項及び同条第2項の規定により勧告及び命令の権限を行使した場合は、同条第4項に基づき消費者庁に通知する。

(一般消費者への周知の徹底)

第12条 勧告において、一般消費者へ周知徹底すべき旨を勧告の相手に求める場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにした承認願届(第8号様式)の提出をさせるものとする。

- (1) 用いようとする周知媒体の種類
- (2) 新聞周知による場合には、周知文案、新聞名、地域、掲載紙面、掲載面積、掲載時期等
- (3) ウェブサイト（携帯電話のサイトを含む。）による場合には、周知文案、掲載場所、掲載時期等
- (4) 新聞折り込みチラシによる場合には、周知文案、新聞名、配布枚数、配布地域、配布時期等
- (5) 店頭掲示による場合には、周知文案、形態、掲示方法、掲示店舗名、掲示期間等
- (6) テレビ又はラジオ広告による場合には、周知文案、放送局名、放送地域、放送時期、放送時間等

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

横浜市健康増進法第31条関係行政処分等事務取扱要綱の運用上の留意事項について

1 基本原則における留意点

- (1) 行政処分の実施等にあたっては、違反事実の確認、適用条項の審査等慎重に行うこと。
- (2) 行政処分の実施等においては、処分権者に裁量が認められているが、このことは、処分権者にすべてを任意に委ねるものではなく、市民の健康保持増進を図るための措置等について、被処分者の状況等に応じて実施の判断を勘案する余地を与えているものであること。

2 処分の実施についての判断基準における留意事項

処分基準や処分区分の判断は、「食品として販売に供する物に関して行う健康増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）」（消費者庁）を基準とする。

3 違反事実の確認

違反事実については、調査や提出書類等により、厳正に確認すること。なお、必要に応じて事業者に対して報告書等を提出させること。

4 処分の執行

(1) 処分の履行

違反広告等の措置の履行状況について確認すること。

(2) 処分の記録及び報告

ア 福祉保健センターにおいて（1）に掲げる命令書を交付した場合、行政処分命令書の写し及び関係書類を保管し、必要な事項を違反被疑事案処理状況管理簿に入力すること。

イ 行政処分の履行が完了したときは、福祉保健センター長はその措置経過等関係書類を添付のうえ、速やかに保健所長に報告すること。

5 その他

(1) 行政指導や行政処分を行う際は、この要綱に定めるもののほか行政手続法又は横浜市行政手続条例の規定によるものとする。

(2) 関係法令との区分については、「食品として販売に供する物に関して行う健康増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）」に係る留意事項（消費者庁）及び「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（消費者庁）を用いて判断する。

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

[法人の場合は、名称、
代表者の氏名]

横浜市長
横浜市保健所長



勸 告 書

健康増進法第32条第1項の規定により、次のとおり勧告します。

違 反 行 為 者	所 在 地			
	名 称		氏名（役職）	
勸 告 の 内 容				
勸 告 の 理 由		【対象商品】 【対象表示】		

受 領 書

年 月 日

(提出先)
横浜市長
横浜市保健所長

年 月 日 第 号の 勧告書・命令書 を受領しました。

受 領 年 月	年 月 日
受 領 者 氏 名	
備 考	

第3号様式（第5条）

横浜市 指令第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

〔 法人の場合は、名称、
代表者の氏名 〕

横浜市長
横浜市保健所長



命 令 書

健康増進法第32条第2項の規定により、勧告内容を行うように次のとおり命じます。

違 反 行 為 者	所 在 地			
	名 称		氏名（役職）	
命 令 の 内 容				
命 令 の 理 由		【対象商品】 【対象表示】		

（教示）別紙のとおり

第4号様式（第6条）

弁明の機会の付与の通知書

※この様式は、口頭又は弁明書の提出のいずれの方法により弁明の機会を付与するか明確になるように適宜修正して使用してください。

年 月 日

様

横浜市保健所長
横浜市長

印

横浜市健康増進法第31条第1項関係行政処分事務取扱要綱第〇条の規定に基づき、次のとおり文書（口頭）により弁明の機会を付与しますので、弁明書を提出（この通知書を持参して、出席）してください。

弁明の件名	
弁明の期日	※口頭により弁明の機会を付与する場合のみ記載してください。
弁明の場所	※口頭により弁明の機会を付与する場合のみ記載してください。
予定される不利益処分等の内容	
根拠法令及び条項	
弁明書の提出先及び提出期限	※口頭により弁明の機会を付与する場合は、記載不要です。
不利益処分等の原因となる事実	
連絡・照会先	所在地 名 称 電話番号

- （注意） 1 代理人に弁明させようとするときは、代理人資格証明書により、上記の「連絡・照会先」に提出してください。
- 2 やむを得ない理由により弁明の期日を変更したいときは、弁明期日変更申出書により、〇日前にまでに上記の「連絡・照会先」に申し出てください。（※この注意は、口頭により弁明の機会を付与する場合のみ記載）
- 3 証拠書類又は証拠物を提出する場合には、提出物目録を併せて提出してください。

（A4）

※代理人資格証明書、弁明期日変更申出書及び提出物目録は、「聴聞及び弁明の機会の付与に関する事務の手引き」の聴聞手続の様式を適宜修正して使用してください。

指 導 票

年 月 日

住 所

氏 名 様

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

横浜市長

横浜市保健所長



次のとおり指導します。

施 設 の 名 称	
関 係 法 条	健康増進法第31条第1項
事 実	
受領年月日	
	受領者氏名

第6号様式（第8条）

措置完了報告書

年 月 日

（提出先）

横浜市長

横浜市保健所長

住 所

申請者

フリ ガナ

氏 名

〔 法人の場合は、名称・

代表者の氏名

電 話

所在地

名 称

年 月 日 第 号により 勧告 ・ 命令 を受けた事項について実施した内容について報告します。

品 名	
数 量	
実 施 年 月 日	
実 施 方 法	
実 施 内 容	
そ の 他	



--	--

甲

収 去 証

- 1 被収去者の住所又は営業所所在地
- 2 被収去者の氏名又は法人名
- 3 収去品名
- 4 収去数量
- 5 収去目的
- 6 収去日時 平成 年 月 日 午 前後 時
- 7 収去場所

健康増進法第27条第1項(同法第29条第2項及び第32条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、上記のように収去する。

平成 年 月 日

収 去 者 横浜市 印 氏名 印

※教示事項について(別紙)参照



第7号様式

--	--

乙

収 去 証

- 1 被収去者の住所又は営業所所在地
- 2 被収去者の氏名又は法人名
- 3 収去品名
- 4 収去数量
- 5 収去目的
- 6 収去日時 平成 年 月 日 午 前後 時
- 7 収去場所

健康増進法第27条第1項(同法第29条第2項及び第32条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、上記のように収去する。

平成 年 月 日

収 去 者 横浜市 印 氏名 印

※教示事項について(別紙)参照

○ ○

(別紙)

< 教示 >

この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市市長に対して審査請求をすることができる(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)

この処分に対する取消訴訟については、横浜市を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取り消し訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)

< 参照条文 >

○健康増進法(平成14年法律第103号)(抄)

(特別用途食品の検査及び収去)

第27条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を収去させることができる。

2～5 (略)

(権限の委任)

第35条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

4・5 (略)

○ ○

(別紙)

< 教示 >

この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市市長に対して審査請求をすることができる(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)

この処分に対する取消訴訟については、横浜市を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取り消し訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)

< 参照条文 >

○健康増進法(平成14年法律第103号)(抄)

(特別用途食品の検査及び収去)

第27条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に特別用途食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する当該特別用途食品を収去させることができる。

2～5 (略)

(権限の委任)

第35条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

4・5 (略)

承認願届

年 月 日

（提出先）

横浜市長

横浜市保健所長

住 所

申請者

フリ ガナ

氏 名

〔 法人の場合は、名称・

代表者の氏名

電 話

所在地

名 称

年 月 日 第 号により勧告を受けた事項について、一般消費者への周知は、次の通り行います。

周知媒体の種類	<input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> ウェブサイト <input type="checkbox"/> 新聞折り込みチラシ <input type="checkbox"/> 店頭掲示 <input type="checkbox"/> テレビ広告 <input type="checkbox"/> ラジオ広告 <input type="checkbox"/> その他
周 知 文 案	※添付資料対応可
周知時期・期間	
周知方法等概要	
そ の 他	

健康増進法第32条第2項における行政処分（命令）の教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。